

# 募集要領

1. 件 名 松山市公式ウェブサイトA I ナビ機能構築業務委託
2. 概要及び目的  
松山市公式ウェブサイトは、誰もが情報を簡単に取得できるサイトを目指し運用している。しかし、掲載数が2万5千ページを超え、情報を等しく目立たせることが困難な状況である。そこで、生成AIを活用することで、多くの人に正確な情報を迅速に提供できるよう、民間の知識・技術力・経験及びコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。
3. 業務内容 仕様書のとおり
4. 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
5. 履行場所 市長が指定する場所
6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
7. 提案限度価格 構築委託料 ￥24,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
月額使用料 ￥1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
月額使用料はLLM利用料や運用サポート料等の経常経費総額とする。  
提案限度価格を超える提案については無効とする。
8. 参加資格要件  
本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること  
(1) 法人格を有している者であること。  
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。  
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。  
(4) 国税（消費税及び地方消費税、法人税）及び地方税（松山市税又は本店所在地の区市町村民税）を滞納している者でないこと。  
(5) ウェブサイトやAIまたはそれらの業務に類似する業務を営んでいること。  
(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。  
(7) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

## 9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和8年4月24日（金）から令和8年5月22日（金）まで
- (2) 場 所 松山市二番町四丁目7-2  
松山市役所 総合政策部シティプロモーション推進課
- (3) 方 法 「松山市ホームページ」→「市政情報」→「入札・契約」→「業務委託」→  
「一般競争入札、コンペ・プロポーザル方式のお知らせ」のページよりダウンロードすること。  
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

## 10. 評価基準 評価基準書（別紙2・3・4）のとおり

### 11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考委員会は、参加者が7者未満の場合は、参加者によるプレゼンテーション・ヒアリング審査を介して、企画提案書などを、評価基準書（別紙2）に基づき、総合的に評価する。
- (4) 選考委員会は、参加者が7者以上の場合は、プレゼンテーション・ヒアリング審査の前に、選考対象となる6者を選出する一次審査を「評価基準書【一次審査用】」（別紙3）に基づき実施する。  
この場合、上位6社によるプレゼンテーション・ヒアリング審査を二次審査とし、「評価基準書【二次審査用】」（別紙4）に基づき実施する。  
詳細は「18. 選考対象者の選出」を参照すること。
- (5) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。  
参加者が7者以上の場合は、「評価基準書【一次審査用】」及び「評価基準書【二次審査用】」の評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とする。  
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (6) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (7) 選出結果及び選考結果は参加者すべてに通知する。
- (8) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

### 12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

### 13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和8年4月24日（金）～令和8年5月15日（金）17時まで
- (2) 受付方法

質問書（様式1）に基づき質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。

また、電子メールを送信した後に、シティプロモーション推進課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受付けるものとする。

### (3) 回答及び公表

令和8年5月20日(水)までに質問者に電子メールで回答するとともに、「松山市ホームページ」→「市政情報」→「入札・契約」→「業務委託」→「一般競争入札、コンペ・プロポーザル方式のお知らせ」のページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

## 1.4. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和8年5月22日(金) 17時(必着)

(2) 提出物 「17. 提出物 1～5」を提出すること

※ただし、令和7・8年度松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5の書類提出は不要。

(3) 提出部数 各1部(正本1部のみ)

(4) 提出場所 事務局(24.事務局参照)

(5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

\*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

## 1.5. 応募者数の公表

応募者数が7者以上の場合、令和8年5月25日(月)にHP上で通知する。

応募者数が7者未満の場合、令和8年6月15日(月)にHP上で通知する。

## 1.6. 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年6月12日(金) 17時(必着)

(2) 提出物 「17. 提出物 6～13」及びチェックリストを提出すること。

(3) 提出部数 企画提案書=紙媒体を10部(正本1部・副本9部)及び、PDF等のテキストデータを格納した磁気媒体を1部。

※応募者数が7者以上の場合は、応募者数の公表時に、一次審査を実施する旨を通知するとともに、事務局が用意したAIナビへの質問を提示するので、生成AIの回答例を書面にて提出すること。

(4) 提出場所 事務局(24.事務局参照)

(5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

\*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

17. 提出物

番号	提出物名	提出上の注意
1	参加表明書（様式2）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納付推進課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にすること
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明） その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
6	企画提案書の概要（様式3）	
7	企画提案書	*A4サイズとする。
8	会社概要（様式4）	
9	業務実施体制 （様式5-1、5-2）	
10	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	
11	経営状況等調査表（様式6）	
12	参考見積書（様式7-1、7-2）	・公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。 ・構築委託料（様式7-1）と月次利用料（様式7-2）の参考見積書をそれぞれ作成すること。 ※月次利用料も採点項目です
13	生成AIの回答例 ※一次審査実施時のみ	・回答例はPDF形式で質問に対する回答が分かるよう記載すること。
*	チェックリスト	提出物をチェックすること。提出物の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。



## 20. スケジュール

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表         | 令和8年 4月24日 (金)         |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付      | 5月15日 (金) まで           |
| (3) 質問の回答・公表            | 5月20日 (水) 最終公表 (順次回答)  |
| (4) 参加表明書の提出締切り         | 5月22日 (金)              |
| (5) 応募業者数等の公表 (7者以上の場合) | 5月25日 (月)              |
| (6) 提案書等の提出締切り          | 6月12日 (金)              |
| (7) 応募業者数等の公表 (7者未満の場合) | 6月15日 (月)              |
| (8※) 提案書内容に関する質疑 (メール)  | 6月17日 (水) (回答は6月19日まで) |
| (9※) 選考対象者の公表           | 6月26日 (金)              |
| (10※) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 7月中旬 (予定)              |
| (11) 特定・非特定結果の通知・公表     | 8月上旬 (予定)              |
| (12) 契約締結・公表            | 8月中旬 (予定)              |
- ※ (8)、(9) については、参加者が7者を超える場合のみ実施  
(10) については、後日上位6者に改めて日時を通知する。

## 21. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出物に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なく提案書等の内容に関する質疑に応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

## 22. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ②「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

## 23. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出物の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。

- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出物の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加業者数が2者のみの場合はこの限りではない。

#### 24. 事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

松山市 総合政策部 シティプロモーション推進課 担当：井上、新山

TEL：089-948-6707

FAX：089-934-2578 メールアドレス：city-promo@city.matsuyama.ehime.jp